

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

銚子市長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務			
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の求めを行う寄附者から申告特例申請書を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例の求めを行った者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付			
③システムの名称	・motiONE ・eLTAX			
2. 特定個人情報ファイル名				
申告特例申請				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項 ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第5項及び第12項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	観光商工課			
②所属長の役職名	観光商工課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	銚子市役所 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-24-8190			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	銚子市役所 観光商工課 観光プロモーション室 ふるさと納税推進班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-21-3170			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I . 3. 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項及び第12項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和4年7月7日	I . 5. ① 部署	企画財政課	観光商工課	事後	
令和4年7月7日	I . 5. ② 所属長	企画財政課長	観光商工課長	事後	
令和4年7月7日	I . 8. 連絡先	銚子市役所 企画財政課 銚子創生室 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-24-8912	銚子市役所 観光商工課 観光プロモーション室 ふるさと納税推進班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話 0479-21-3170	事後	
令和4年10月3日	IV . 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和6年3月15日	I . 1. ③ システムの名称	・LedgHome マイナンバー管理システム ・eLTAX	・motiONE ・eLTAX	事後	
令和6年3月15日	II . 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年3月15日	II . 1. いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	
令和6年3月15日	II . 2. いつ時点の係数か	令和3年2月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	